

郷づくり推進条例(仮称)の概要

※資料中の「郷づくり推進条例」という条例名称は、仮称です。

条例制定の根拠

憲法



地方自治法



条例

- ・国の最高法規

- ・第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

- ・地方自治の組織や運営に関する事項の大綱を定めた法律

- ・第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて…条例を制定することができる。

条例は、国の法令に反しない範囲で定めることができる。

条例の重要性

条例の制定は、**憲法によって保障**された
権限であって、それだけ重要で、重い価値
をもつ。

だからこそ、**条例**というかたちで
「**郷づくり推進**」を後押ししていきたい。



みんなですすめるまちづくり基本条例

郷づくり
福津の

郷づくりをすすめる上で
根っこになる条例です

第11条 地域づくり

市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

みんなですすめるまちづくり基本条例

■目的

市民参画と共働による自律した地域自治の実現を図る

■根拠

地方自治の組織や運営に関する事項の大綱を定めた法律として「地方自治法」がある。

基本条例は、地方自治法の範囲内において、福津市のまちづくりに対する基本的な考え方などを規定した理念条例である。



みんなですすめるまちづくり基本条例

■制定の経緯

基本条例は、市総合計画において地域自治を推進するために必要なルールを定めるよう方針の1つとして掲げられ、地域づくりの中でも特に「郷づくり」事業に継続的に取り組むことを担保する目的があった。

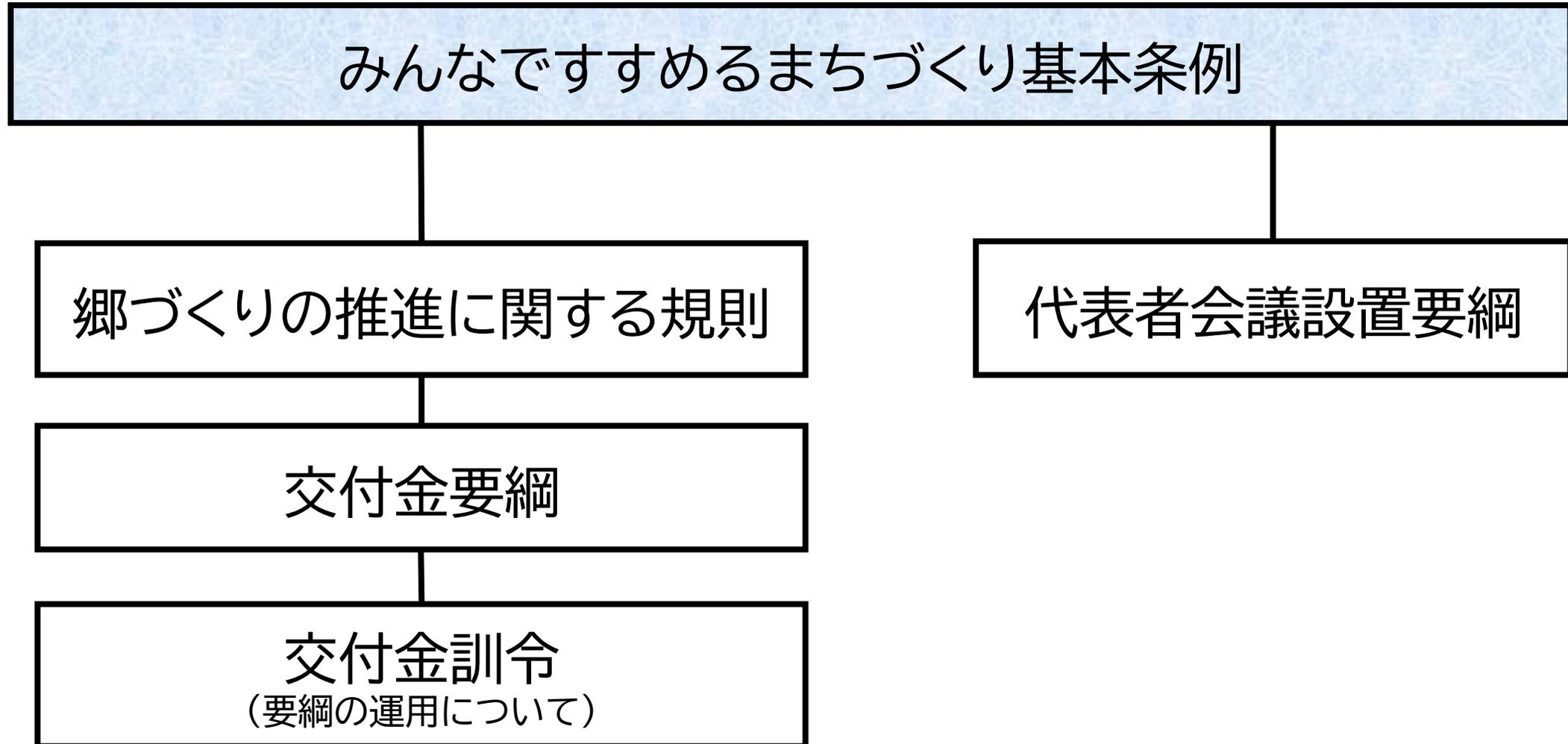
条例検討の市民検討委員会で議論を交わす中で、地域づくりのみでなく、様々な項目を加えたいとの意見が出て、最終的に現在の条例の形になった。

平成20年9月制定

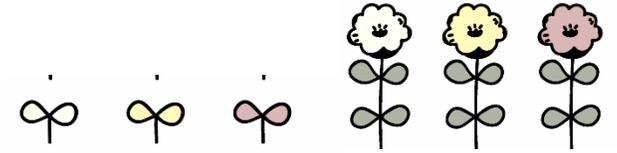


市条例等の位置づけ

【現行】



解説



規則

法令に反しない範囲で、地方公共団体が担当する事務について制定するもの。(地方自治法第15条①)

要綱 ・ 訓令

細かな運用、実務処理の方法などを定めるもの。

行政運営



法律や条例等(ルール)に則った上で、計画(プラン)に基づいて予算を編成し、計画的に事務を執行する。

郷づくりでは・・・

■ 条例等(ルール)

- ・みんなですすめるまちづくり基本条例
- ・郷づくり推進条例(制定予定)

基本的に
変わらない



実行に移すには計画が必要

■ 計画(プラン)

- ・郷づくり基本構想(R7年度 見直し予定)

状況に応じて
変える

福津市のまちづくり計画



市では「みんなですすめるまちづくり基本条例」の理念をもとに、持続可能なまちづくりをすすめるため、「まちづくり計画」を策定している。

行政計画

まちづくり基本構想

市の最上位計画。将来像と、その実現に向けたテーマ別目標像や取組み方針を示している。目標像の1つに「**地域自治の実現**」が掲げられ、**郷づくりを推進**していくことを明記している。

郷づくり基本構想
(分野別計画)

地域住民が主体となった持続性のある郷づくりを目指して、基本的な方針や取組み施策をまとめた計画

郷づくり計画

8つの郷づくりごとに、地域の実情にあわせて取り組む施策をまとめた、郷づくりの行動計画

市民計画

郷づくり推進条例についての経緯①

■R2.11.20 代表者会議で「みんなですすめるまちづくり基本条例」 見直しの必要性を検討

- ・文言の見直しだけでなく、描写そのものを見直すべき
- ・市民参加型の仕組みを取り入れて改正したほうがよい
- ・文言があいまいなので、用語の定義を明確にすべき
- ・市の指針が見えない
- ・市と市民が共働していくのであれば、市職員が郷づくりに関わっていくべきであり、それを条例に明記すべき

■R3.2.16 庁議

第三者機関の意見をもらいながら、条例のあり方を考える必要がある
→見直し保留



郷づくり推進条例についての経緯②

■R4.6.3 福津市共働推進会議に諮問

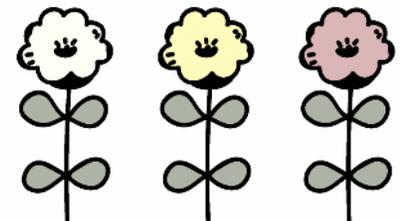
みんなですすめるまちづくり基本条例見直しの必要性、また関連条例制定の必要性

■R6.3.22 福津市共働推進会議からの答申

郷づくり推進の視点から基本条例を改正する必要はないが、郷づくり推進に実効性を持たせるには、別途、郷づくり推進に特化した条例を制定すべき

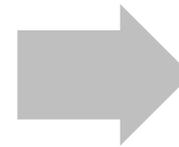
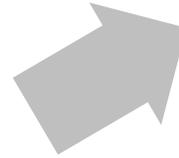
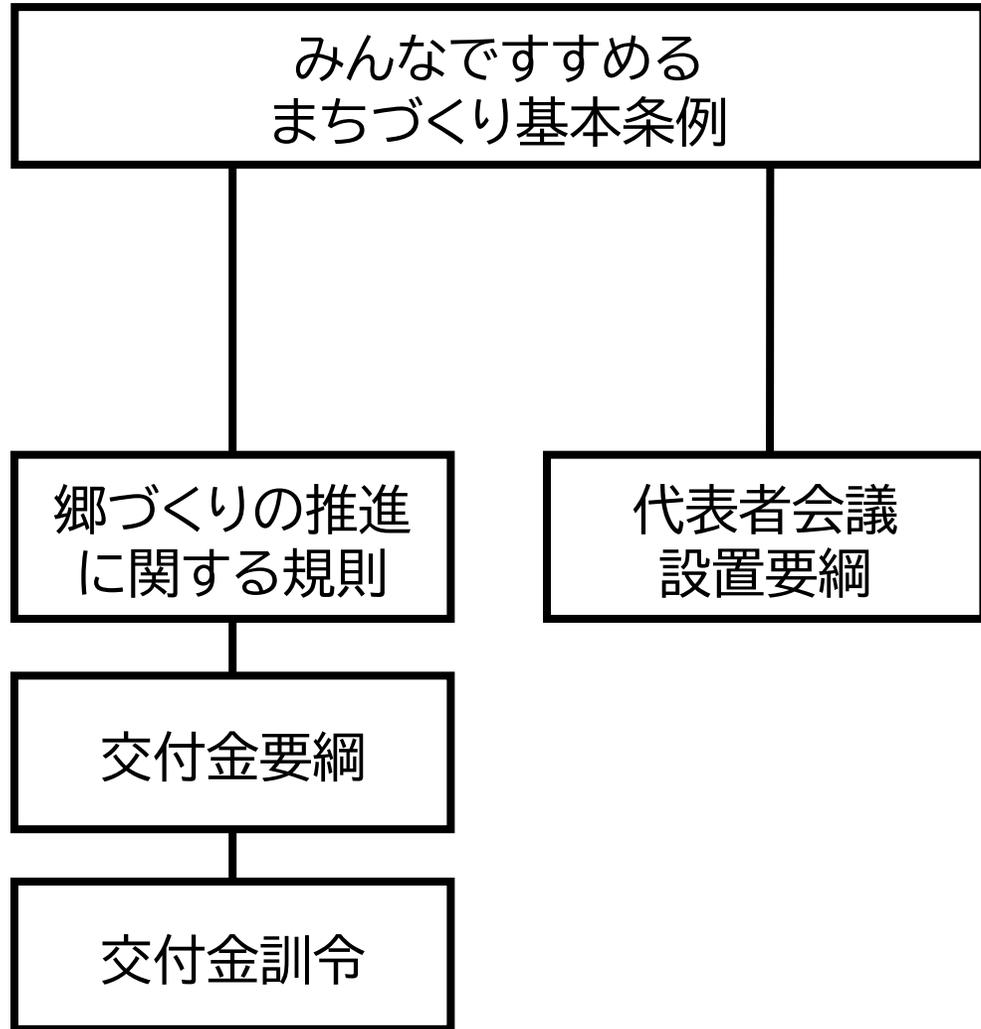
■R6.8.19 庁議

郷づくりのさらなる推進を後押しするため、郷づくりの旗印となる「郷づくり推進条例(仮称)」を制定することを決定

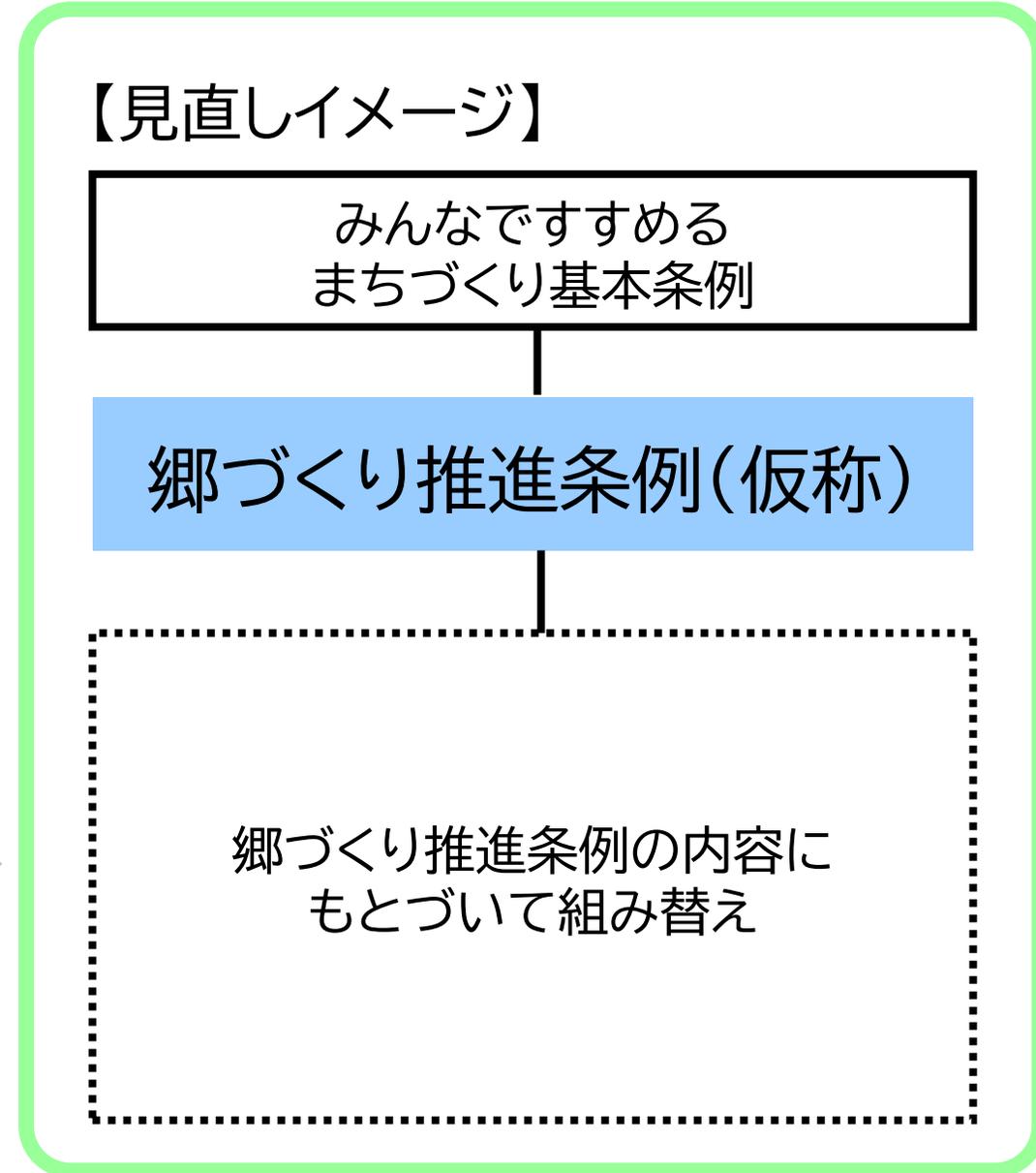


市条例等の位置づけ

【現行】



【見直しイメージ】



Q 郷づくり推進条例ができたなら、どうなる？

- ①郷づくりが目指す**方向性**を、より明確に示すことができる
- ②郷づくり推進に**実効性**を持たせることができる
- ③地域住民が主体の郷づくりに対して、市の**伴走支援**を強化することができる



郷づくり推進条例 制定スケジュール

	R6年度	R7年度	R8年度	
		素案作成	策定案作成	
			パブコメ	議会
代表者会議	方針説明 意見聴取	意見聴取	経過説明	経過説明
共働推進会議	内容検討	素案への 意見聴取	意見聴取	意見聴取

共働推進会議からの提案(答申より)①

- ①共働やコミュニティ全般の条例ではなく、郷づくり推進に特化し、実効性を伴った条例にしてほしい
- ②郷づくりの主体は「地域」であり「市民」であることを明確にしてほしい
- ③地域と市それぞれの位置づけ・役割を明確にしてほしい
- ④市が郷づくりにどう関わっていくかを明確にしてほしい(市の支援策や距離感)
- ⑤地域と市がコミュニケーションをとり、協力関係に立つように明記してほしい
- ⑥人財発掘や育成は市もバックアップすることとし、市の責務として入れてほしい

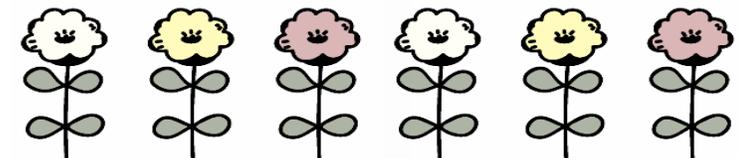
共働推進会議からの提案(答申より)②

⑦郷づくりに積極的に関わることが、学校や家庭に求められるという趣旨を入れてほしい

⑧市から協議会への支援を強化するためにも、協議会自らが活動の透明性を積極的に高め、情報公開に努めることを規定してほしい

⑨市が個人情報保護を重視するあまり地域が必要な情報を得にくい。何らかの対応策を入れてほしい

⑩広く市民の声を反映させるため、検討過程に協議会関係者に参加いただいた上で、市民意見公募手続(パブリックコメント)も実施してほしい



メモ

